

議案第 93 号

飛驒市下水道条例の一部を改正する条例について

飛驒市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年 9 月 2 日 提出

飛驒市長 都 竹 淳 也

提案理由

消費税率等の引上げに伴う改正及び罰則規定を他の条例と統一するための改正

飛驒市下水道条例の一部を改正する条例

飛驒市下水道条例（平成16年飛驒市条例第223号）の一部を次のように改正する。

第36条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

第48条及び第49条中「過料に処する」を「過料に処することができる」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（使用料に関する経過措置）
- 2 この条例の施行日前から継続している使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料については、改正後の第36条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

飛騨市下水道条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第35条 略 (使用料の算定方法)</p> <p>第36条 使用料の額は、使用者等が排除した汚水の量に応じ、別表第2に定めるところにより算出した合計額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨てる。)とする。</p> <p>2～5 略</p> <p>第37条～第47条 略 (罰則)</p> <p>第48条 次に掲げるものは、5万円以下の<u>過料に処する</u>。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>第49条 偽りその他不正な手段により使用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の<u>過料に処する</u>。</p>	<p>第1条～第35条 略 (使用料の算定方法)</p> <p>第36条 使用料の額は、使用者等が排除した汚水の量に応じ、別表第2に定めるところにより算出した合計額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨てる。)とする。</p> <p>2～5 略</p> <p>第37条～第47条 略 (罰則)</p> <p>第48条 次に掲げるものは、5万円以下の<u>過料に処することができる</u>。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>第49条 偽りその他不正な手段により使用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の<u>過料に処することができる</u>。</p>

飛騨市下水道条例の一部を改正する条例（案）要旨

1 改正の趣旨

消費税率等の引上げに伴う改正及び罰則規定を他の条例と統一するための改正

2 改正の内容

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第85号）及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第86号）により、消費税率及び地方消費税率が引上げられることに伴い、消費税率及び地方消費税率について規定している箇所を改正する。

また、併せて行為に係る過料の罰則規定を他の条例と統一する。

3 施行日 令和元年10月1日